

懲罰規程改正(案)

加筆 _____ 修正 ; _____ 削除 ; _____

現行	改正案	備考
<p>第1条〔目的〕</p> <p>本規程は、公益財団法人日本サッカー協会（以下、「本協会」という）の基本規程（以下、「基本規程」という）第2章第5節〔司法機関〕及び第12章〔懲罰〕に基づき、以下の各号について定める。</p> <p>(1) 本協会の規律委員会及び裁定委員会並びに基本規程第202条に基づき本協会の規律委員会及び裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグ（以下、「都道府県協会等」という）の規律委員会における懲罰に関する事項</p> <p>(2) 本協会の不服申立委員会における不服申立に関する事項</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第3条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕</p> <p>基本規程第202条に基づき、本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県協会等の規律委員会に、その所管する加盟団体又は選手等に関する懲罰問題（仲介人に関する規則に関連する違反行為に対する懲罰を除く。）を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、都道府県協会等の規律委員会には決定権はなく、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。</p> <p>(1) 6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止</p>	<p>第1条〔目的〕</p> <p>本規程は、公益財団法人日本サッカー協会（以下、「本協会」という）の基本規程（以下、「基本規程」という）第2章第5節〔司法機関〕及び第12章〔懲罰〕に基づき、以下の各号について定める。</p> <p>(1) 本協会の規律委員会及び裁定委員会並びに基本規程第202条に基づき本協会の規律委員会及び裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟、Jリーグ及び公式競技会のそれぞれの規律委員会及び裁定委員会（ただし、Jリーグの裁定委員会を除く。以下、「都道府県協会等の規律委員会等」という。）における懲罰に関する事項</p> <p>(2) 本協会の不服申立委員会における不服申立に関する事項</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第3条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕</p> <p>基本規程第202条に基づき、本協会の規律委員会及び裁定委員会は、都道府県協会等の規律委員会等に、その所管する加盟団体又は選手等に関する懲罰問題（仲介人に関する規則に関連する違反行為に対する懲罰を除く。）を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、都道府県協会等の規律委員会等には決定権はなく、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。</p> <p>(1) 6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止</p>	<p>基本規程第202条の記載との統一。(地域協会への規律・裁定委員会の設置に伴う記載の適正化)</p> <p>第1条の記載と統一</p> <p>第1条の記載と統一</p>

<p>(2) 罰金 (3) 没収 (4) 下位ディビジョンへの降格 (5) 除名 (6) 競技会への参加資格の剥奪 (7) 新たな選手の登録禁止 (8) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等か又はそれ以上と判断される処分</p> <p>(中略)</p> <p>第13条〔調査及び審議の手続〕 本協会、都道府県協会、各種連盟、Jリーグ又は公式競技会の規律委員会又は規律・フェアプレー委員会（以下、本規程においては単に「規律委員会」という）及び本協会の裁定委員会における懲罰の調査、審議及び懲罰の決定の手続は、本節に定めるところによる。</p> <p>第14条〔所管事項〕 1. 競技及び競技会に関連する違反行為に対する懲罰については、第3節の定めるところにより所管の規律委員会が調査、審議及び懲罰の決定を行う。 2. 仲介人に関する規則に関連する違反行為に対する懲罰については、第4節の定めるところにより本協会の規律委員会が調査、審議及び懲罰の決定を行う。 3. 前項に定めるものを除く違反行為については第5節の定めるところにより本協会の裁定委員会が調査、審議及び懲罰の決定を行う。</p> <p>第15条〔規律委員会の手続の開始〕 本協会規律委員会は、以下の場合に、調査、審議を開始するものとする。 (1) 第3条に従い都道府県協会等の規律委員会より懲罰案の</p>	<p>(2) 罰金 (3) 没収 (4) 下位ディビジョンへの降格 (5) 除名 (6) 競技会への参加資格の剥奪 (7) 新たな選手の登録禁止 (8) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等か又はそれ以上と判断される処分</p> <p>(中略)</p> <p>第13条〔調査及び審議の手続〕 <u>本協会の規律委員会及び裁定委員会並びに都道府県協会等の規律委員会等</u>における懲罰の調査、審議及び懲罰の決定の手続は、本節に定めるところによる。</p> <p>第14条〔所管事項〕 1. 競技及び競技会に関連する違反行為に対する懲罰については、第3節の定めるところにより所管の規律委員会が調査、審議及び懲罰の決定を行う。 2. 仲介人に関する規則に関連する違反行為に対する懲罰については、第4節の定めるところにより本協会の規律委員会が調査、審議及び懲罰の決定を行う。 3. 前2項に定めるものを除く違反行為については第5節の定めるところにより<u>所管の裁定委員会（ただし、裁定委員会を有さない都道府県協会等については、規律委員会）</u>が調査、審議及び懲罰の決定を行う。</p> <p>第15条〔規律委員会の手続の開始〕 本協会<u>の</u>規律委員会は、以下の場合に、調査、審議を開始するものとする。 (1) 第3条<u>及び第14条第1項</u>に従い都道府県協会等の規律</p>	<p>第1条の記載と統一</p> <p>誤記の修正</p> <p>第1条の記載と統一 記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>第1条の記載と統一</p>
---	--	--

<p>通知があった場合 (2) 規律委員会の委員長が調査、審議が必要と判断した場合 (3) 仲介人に関する規則に定める場合</p> <p>第16条〔裁定委員会の手続の開始〕 本協会裁定委員会は、以下の場合に、調査、審議を開始するものとする。 (1) 第3条に従い都道府県協会等の規律委員会より懲罰案の通知があった場合 (2) 裁定委員会の委員長が調査、審議が必要と判断した場合</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第33条〔裁定委員会の調査、審議〕 加盟団体、選手等及び仲介人の違反行為のうち、前節に定めるもの（競技及び競技会における違反行為並びに仲介人に関する規則に関連する違反行為）を除くものに対しては、本節の定めるところにより、本協会裁定委員会又は第3条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕所定の都道府県サッカー協会等が、調査、審議し、懲罰を決定する。</p> <p>第34条〔違反行為〕 加盟団体、選手等及び仲介人が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、第4条〔懲罰の種類〕第1項各号（第1号及び第2号を除く）及び第2項各号の懲罰を科す。 (1) 基本規程又はこれに付随する諸規程に違反したとき (2) 本協会の指示命令に従わなかったとき (3) 本協会、加盟団体又は選手等の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき (4) 本協会又は加盟団体の秩序風紀を乱したとき (5) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき (6) 加盟団体又は選手等に対し、その職務に関して不正な利</p>	<p>委員会等より懲罰案の通知があった場合 (2) <u>本協会</u>の規律委員会の委員長が調査、審議が必要と判断した場合 (3) 仲介人に関する規則に定める場合</p> <p>第16条〔裁定委員会の手続の開始〕 本協会<u>の</u>裁定委員会は、以下の場合に、調査、審議を開始するものとする。 (1) 第3条 <u>及び第14条第3項</u>に従い都道府県協会等の規律委員会等より懲罰案の通知があった場合 (2) <u>本協会</u>の裁定委員会の委員長が調査、審議が必要と判断した場合</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第33条〔裁定委員会の調査、審議〕 加盟団体、選手等及び仲介人の違反行為のうち、前節に定めるもの（競技及び競技会における違反行為並びに仲介人に関する規則に関連する違反行為）を除くものに対しては、本節の定めるところにより、本協会<u>の</u>裁定委員会又は第3条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕所定の<u>都道府県協会等の規律委員会等</u>が、調査、審議し、懲罰を決定する。</p> <p>第34条〔違反行為〕 加盟団体、選手等及び仲介人が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、第4条 <u>(第1項第1号及び第2号を除く)</u>の懲罰を科す。 (1) 基本規程又はこれに付随する諸規程に違反したとき (2) 本協会の指示命令に従わなかったとき (3) 本協会、加盟団体又は選手等の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき (4) 本協会又は加盟団体の秩序風紀を乱したとき (5) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき (6) 加盟団体又は選手等に対し、その職務に関して不正な利</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>第1条の記載と統一</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>第1条の記載と統一</p> <p>記載の適正化</p> <p>第1条の記載と統一</p> <p>記載の適正化</p>
---	---	--

<p>益を供与し、申込み、要求し又は約束したとき</p> <p>(7) 加盟団体又は選手等が、方法のいかんを問わず、また直接・間接を問わず試合結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与した場合</p> <p>(8) 他者が前項に規定する不正行為に関与したという情報を知りながら、本協会への速やかな報告を怠った場合</p> <p>(9) 加盟団体又は選手等が、その職務に関して脱税その他不正な経理を行った場合</p> <p>第35条〔総則〕</p> <p>本協会の規律委員会若しくは裁定委員会又は都道府県協会等の規律委員会（以下、本節においては「第一審委員会」とする）によって科された懲罰（以下、「原懲罰」という）について、当該懲罰を科された個人又は団体は、本節の定めに従い、本協会の不服申立委員会に対し不服申立を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>第45条〔都道府県協会等の義務〕</p> <p>1. 第37条1項に基づき、不服申立書が当事者から本協会事務局に通知された場合、本協会は速やかに第一審委員会にこれを通知するものとする。</p> <p>2. 前項の本協会からの通知を受けた第一審委員会は、通知を受けた日から7日以内（通知を受けた日を含む）に原懲罰の決定にかかる全ての資料を本協会事務局に提出しなければならない。</p> <p>3. 前項に定める期日を過ぎて都道府県協会等の規律委員会より提出された資料は、原則として不服申立委員会における審査において考慮されないものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>〔別紙2〕懲罰基準の運用に関する細則</p>	<p>益を供与し、申込み、要求し又は約束したとき</p> <p>(7) 加盟団体又は選手等が、方法のいかんを問わず、また直接・間接を問わず試合結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与した場合</p> <p>(8) 他者が前項に規定する不正行為に関与したという情報を知りながら、本協会への速やかな報告を怠った場合</p> <p>(9) 加盟団体又は選手等が、その職務に関して脱税その他不正な経理を行った場合</p> <p>第35条〔総則〕</p> <p>本協会の規律委員会若しくは裁定委員会又は都道府県協会等の規律委員会等（以下、本節においては「第一審委員会」とする）によって科された懲罰（以下、「原懲罰」という）について、当該懲罰を科された個人又は団体は、本節の定めに従い、本協会の不服申立委員会に対し不服申立を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>第45条〔都道府県協会等の義務〕</p> <p>1. 第37条1項に基づき、不服申立書が当事者から本協会事務局に通知された場合、本協会は速やかに第一審委員会にこれを通知するものとする。</p> <p>2. 前項の本協会からの通知を受けた第一審委員会は、通知を受けた日から7日以内（通知を受けた日を含む）に原懲罰の決定にかかる全ての資料を本協会事務局に提出しなければならない。</p> <p>3. 前項に定める期日を過ぎて都道府県協会等の規律委員会等より提出された資料は、原則として不服申立委員会における審査において考慮されないものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>〔別紙2〕懲罰基準の運用に関する細則</p>	<p>第1条の記載と統一</p> <p>第1条の記載と統一</p>
--	--	-----------------------------------

第1条〔6ヶ月以上等の懲罰を科す場合の運用について〕

1. 都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグ（以下本条において「都道府県協会等」という。）の規律委員会は、本協会の懲罰基準に基づき、懲罰を決定する。
2. 前項の定めにかかわらず、「6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又は公的職務の停止・禁止・解任」、「罰金」、「没収」、「6ヶ月以上の公的職務の停止・禁止・解任」、「6ヶ月以上のサッカー関連活動の停止・禁止」、「下位ディビジョンへの降格」、「除名」又は「懲罰効果において実質的にこれらのいずれかと同等と判断される処分」（基本規程第202条及び本規程第3条参照）については、都道府県サッカー協会等には決定権はないものとし、懲罰案を本協会規律委員会又は裁定委員会に連絡した上で、本協会規律委員会又は裁定委員会が決定するものとする。
3. 期間を定めず、特定の試合数の出場停止処分を科す場合であっても、その期間が6ヶ月を超える可能性がある場合は、前項と同様とする。

（中略）

競技規則と懲罰基準（JFA基本規程〔別紙1〕競技及び競技会における懲罰基準）の対比

（中略）

〔退場〕

2-3	<u>選手等に対する著しい暴行・脅迫</u> <u>（乱闘・喧嘩等を含む）</u>	<u>最低6試合及び罰金</u>
-----	--	------------------

（中略）

〔改正〕

2014年 9月11日
2014年12月18日（2015年 1月 1日施行）

第1条〔6ヶ月以上等の懲罰を科す場合の運用について〕

1. 都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟、Jリーグ及び公式競技会のそれぞれの規律委員会及び裁定委員会（ただし、Jリーグの裁定委員会を除く。以下、「都道府県協会等の規律委員会等」という。）は、本協会の懲罰基準に基づき、懲罰を決定する。
2. 前項の定めにかかわらず、「6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又は公的職務の停止・禁止・解任」、「罰金」、「没収」、「6ヶ月以上の公的職務の停止・禁止・解任」、「6ヶ月以上のサッカー関連活動の停止・禁止」、「下位ディビジョンへの降格」、「除名」又は「懲罰効果において実質的にこれらのいずれかと同等と判断される処分」（基本規程第202条及び本規程第3条参照）については、都道府県協会等の規律委員会等には決定権はないものとし、懲罰案を本協会規律委員会又は裁定委員会に連絡した上で、本協会規律委員会又は裁定委員会が決定するものとする。
3. 期間を定めず、特定の試合数の出場停止処分を科す場合であっても、その期間が6ヶ月を超える可能性がある場合は、前項と同様とする。

（中略）

競技規則と懲罰基準（JFA基本規程〔別紙1〕競技及び競技会における懲罰基準）の対比

（中略）

〔退場〕

削除

（中略）

〔改正〕

2014年 9月11日
2014年12月18日（2015年 1月 1日施行）

第1条の記載と統一

第1条の記載と統一

誤記の修正

2015年 3月12日 (2015年 4月 1日施行)	2015年 3月12日 (2015年 4月 1日施行) 2016年 3月10日 (2016年 4月 1日施行)	
-----------------------------	--	--

和解あっせんに関する規則改正(案)

加筆 _____ 修正 ; _____ 削除 ; _____

現行	改正案	備考
<p>第6条〔和解あっせん手続〕 <u>本協会に加盟又は登録する団体(加盟チーム、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、各種の連盟及び準加盟チーム)並びに個人(選手、監督、コーチ、審判、役員、職員その他の関係者)</u>に関連する次の各号の紛争については、当事者の申立にもとづき裁定委員会が和解をあっせんするものとする。ただし、Jリーグにおける紛争についてはJリーグ規約の定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 契約、所属及び移籍に関する紛争 (2) <u>本規則及びこれに附随する諸規程に関する権利・義務に関する紛争</u></p> <p>〔改正〕 2013年12月19日 (2014年4月1日施行)</p>	<p>第6条〔和解あっせん手続〕 <u>基本規程第3条に定める加盟団体及び選手等並びに仲介人</u>に関連する次の各号の紛争については、当事者の申立にもとづき裁定委員会が和解をあっせんするものとする。ただし、Jリーグにおける紛争についてはJリーグ規約の定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 契約、所属及び移籍に関する紛争 (2) <u>基本規程</u>及びこれに附随する諸規程に関する権利・義務に関する紛争</p> <p>〔改正〕 2013年12月19日 (2014年 4月 1日施行) 2016年 3月10日 (2016年 4月 1日施行)</p>	<p>当事者について、基本規程第3条を参照し仲介人を追記</p> <p>誤記の修正</p>